

令和6年5月

事業主 各位

小諸労働基準監督署長  
小 諸 警 察 署 長

### 自動車の逸走による労働災害防止について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、長野県内では令和6年1月に、自動車の逸走（運転者の運転行為以外の原因で車両等が動き出すこと）により、その自動車の運転手が轢かれて死亡するという労働災害が発生しました。このような自動車の逸走は、運転者のみならず、周囲の歩行者などに衝突して死傷事故にもつながります。

車両の逸走による労働災害や交通事故防止のためには、事業主のみならず、自動車運転者一人一人が、自動車を停車する際の注意点について理解を深め、災害及び事故防止に向けて取り組むことが必要です。

かかる状況を踏まえ、小諸労働基準監督署及び小諸警察署では、管内の事業主の皆様へ、自動車の逸走による労働災害防止対策を徹底していただきたく、周知活動を行うこととしました。

つきましては、別添資料「なくそう いっそう（逸走）～自動車の確実な停止措置をお願いします～」をご確認いただき、事業場内において、労使が一体となって自動車の逸走による労働災害防止活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

坂のまち小諸の 労働基準監督署・警察署 より

# なくそう (逸走) いっそう

 自動車の 確実な停止措置 をお願いします 

長野県内で死亡災害が発生しました。

## 災害事例

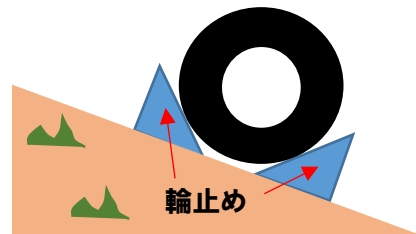
パッカー車に段ボールを積み込んでいたところ、当該パッカー車が逸走したため、被災者は車を止めようとしたが、当該車に轢かれた。(令和6年1月発生)

※逸走: 車両が本来の道筋から逸れて走行してしまうこと。特に、坂道などの傾斜地に車両を停止させた場合、傾斜に沿って車両が動き出す危険性があります。

車両は斜面ではなく、平坦な地面に停車しましょう



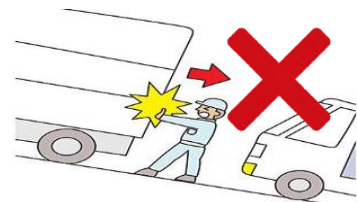
車両のエンジンを停止させたくうえで、タイヤには輪止め(車止め)を設置しましょう。



車両から離れるときは、ブレーキペダルを踏んだまま、サイドブレーキを確実にかけてから、マニュアル車では、ギアを平地や下り坂ではバック、上り坂ではローに入れ、オートマ車では、チェンジレバーをPに入れましょう。



万が一車両が逸走したときは、無理に止めようとせず、周囲の人に危険を知らせましょう。



小諸労働基準監督署



小諸警察署